

反社会勢力に対する基本方針

反社会的勢力との関係を遮断し根絶することが、金融機関の社会的責任と公共的使命、また金融機関の業務の適切性及び健全性の観点から極めて重要であることを認識し、以下の通り反社会的勢力に対する基本方針を制定しています。

- ① 反社会勢力とは一切の関係を遮断します。
- ② 外部専門機関と連携し組織として対応します。
- ③ 不当要求は拒絶し、便宜供与、裏取引、資金提供は行いません。
- ④ 有事においては民事と刑事の法的対応を行います。